

お知らせ

～登記識別情報通知書の様式が変わります～

現在、当局管内の登記所においては、登記識別情報通知書の登記識別情報が記載されている部分が見えないようにするために、目隠しシールを貼り付けていますが、下記のとおり、平成28年1月18日（月）から「折り込み方式」に変更することとしましたので、お知らせします。

なお、この変更に伴い、証明書用紙も変更となります。

※「折り込み方式」とは、登記識別情報を記載した部分が隠れるよう、A4サイズ of 用紙の下部を折り込んで当該登記識別情報を被覆し、その縁をのり付けする方式です。様式等については、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00206.html）を御覧ください。

記

変更する登記所	変更する日
登記部門	平成28年1月18日（月）

阿南支局	
美馬支局	

平成28年1月

徳島地方法務局